

～「通所リハビリテーション アトラス若葉」運営規程～

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条（事業の目的）

医療法人瀬戸医心会が開設する、「通所リハビリテーション アトラス若葉」（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護または要支援状態にある利用者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 事業所は、利用者が要支援、要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
2. 事業所は、利用者の心身の状態やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
3. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する通所リハビリテーションを公正中立に行うものとする。
4. 事業所は、市町村、または地域住民との連携及び協力を努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の概要は、次の通りとする。

1. 名 称 通所リハビリテーション アトラス若葉
2. 所在地 愛媛県松山市小川甲82番地 3階

3. 電話番号 089-994-2888

4. 開設年月日 平成25年6月1日

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 医師 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

経験看護師 非常勤専従 1名 以上

看護職員は、通所リハビリテーション計画等に基づき、通所リハビリテーションの提供にあたる。

介護職員 常勤専従 3名 以上 非常勤専従 2名 以上

介護職員は、通所リハビリテーション計画等に基づき、通所リハビリテーションの提供にあたる。

第3章 事業の概要

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日

月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日及び盆休み、年末年始は除く。

2. 営業時間

午前8時30分～午後5時30分とする。

（サービス提供時間 午前9時30分～午後4時30分）

第6条（利用定員）

事業所の利用定員は事業所の営業日の1日あたり20人とする。

（介護、介護予防を併せて）

第7条（内容及び手続きの説明及び同意）

事業所は通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、通所リハビリテーション職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該サービス提供開始について利用申込者の同意を得るものとする。

第8条（提供拒否の禁止）

事業所は、正当な理由なく通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。

第4章 事業の内容及び利用料他

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業実施地域は、松山市と今治市菊間町(島嶼部は除く)とする。

第10条（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

1. 事業所が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。
 - (1) 通所リハビリテーション
 - (2) 居宅と事業所間の送迎
 - (3) 食事の提供
 - (4) 入浴介助
 - (5) 健康チェック
 - (6) 機能訓練
 - (7) その他サービスの提供に必要と認められる援助
2. 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、又は2割、3割の額とする。
3. 事業所は前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により、第9条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用を実費徴収（通常の事業の実施地域以外とされる場所から1kmにつき10円とする。）

(2) 食費代（おやつ代も含む） 500円

※但し、外食をした場合は実費徴収

(3) レクリエーションにかかる費用等は実費徴収

(4) おむつ代 パンツ 100円 パット 30円

(5) 前各号に掲げるものの他、通所リハビリテーションの中で提供される便宜のうち日常生活において通常必要となるものに関わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用を実費徴収

4. 事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文章で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 その他留意事項

第11条（事故発生時の対応）

1. 事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

第12条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に防火活動（避難、救出を含む）その他必要な訓練を行うものとする。

第13条（秘密保持）

1. 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密は漏らさないものとする。
家族の秘密を保持する。
2. 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

第14条（虐待の防止のための措置）

1. 事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

第15条（記録の整備）

事業所は、通所リハビリテーションに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第16条（サービス利用にあたっての留意事項）

- (1) 火気の取扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込まないものとする。
- (2) 事業所内の設備・器具・リハビリ機器等の利用は、本来の用法に従って利用する。
- (3) 所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者本人とする。
- (4) 他の利用者への迷惑となる行為は行わないものとする。

第17条（雑則）

この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で、医療法人瀬戸医心会 理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年6月1日より施行する。

改訂 平成25年8月
平成26年4月
平成27年4月
平成28年4月
平成28年11月

平成29年4月

平成30年4月

平成30年8月

令和3年4月

令和3年9月

令和6年6月

令和7年3月